

千葉県立香取特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていることをいう。

いじめに対しては、どの児童生徒にも起こりうると考え、このような卑劣な行為に対して決して許してはいけない、暴言暴力は排除するという共通理解の下、いじめ防止といじめの早期発見に取り組む。さらにいじめの疑いを認知した場合は速やかな対応と解決を図るために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの未然防止について

「いじめはどの学校・学級にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てながら、いじめを生まない土壌づくりをいじめ防止の第一歩と考え、取り組んでいく。

(1) 日常的な教職員の姿勢

児童生徒の小さな変化やサインを見逃さない。そのためには、日頃からの教職員の児童生徒に対する観察が重要である。いつもと違うと感じたら、その要因を積極的に探っていく。

(2) 教職員の温かい言葉かけと傾聴

教職員全員が、学校生活のすべての場面において、一人一人の児童生徒からの話に傾聴しながら見守る気持ちを忘れずに児童生徒に接していく。そのことによって、児童生徒にとって、自分自身の存在に自信が持てるようにする。加えて、教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長するなど、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識し、適切な指導を行うようにする。

(3) 豊かな人間関係の構築

お互いに協力したり、助け合ったりする中で、児童生徒は、自分自身を価値ある存在と認め、自分自身を大切にしている取り組みを行う。教育活動全般を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、社会性を育む。また、幅広い社会体験・生活経験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重し合う態度を養う。

(4) 他人の気持ちを思いやる

他人へのやさしい気持ち、思いやる気持ちが持てるような活動を学校生活の中で設定する。自他の意見が違っても、互いを認め合いながら解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力、ストレスを感じた場合でも誰かに相談して、適切に対処できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(5) 「わかる授業」の展開

様々な活動や授業の中で、自らが主体的に物事に取り組み、どの児童生徒も活躍できる場面を大切に、個を生かすわかる授業の工夫をしていく。そして、児童生徒の自己有用感や自己肯定感が高められるようにする。

(6) 情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォンがもたらすインターネットを使ったいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、適切な使用方法について学ぶ機会を積極的に設定するとともに、保護者に理解と協力を求めていく。

2 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。また、教職員間で情報を共有化し、保護者や地域の方とも連携していく。

(1) 日々の観察

授業中はもちろんのこと、休み時間や昼休み、登下校など学校生活のあらゆる場面の中で日常的に児童生徒の様子に目を配る。日々の観察を丁寧に行うことで、児童生徒の小さな変化に気づくことが可能になる。

(2) コミュニケーション

いじめは教職員の見ていないところ、気づかない所で発生することが多い。そのため、日頃から、一人一人の児童生徒とコミュニケーションをとり、小さな変化にも早めに気づくようにしておく。

(3) 教育相談

いじめについての相談や通報は、大切な行為であること、相談窓口や相談箱があることを児童生徒に伝え、いじめに限らず、いつでも安心して相談できる環境を整備することが大切である。

(4) いじめ実態調査アンケート

いじめを含めた学校生活や友人関係に関する実態調査アンケートを児童生徒と保護者を対象に実施する。気になる記載があった場合は、即座に状況を確認し、必要に応じて保護者と連絡を取り合い対応に当たる。

①児童生徒対象アンケート調査 年3回（6月、11月、2月）

②保護者対象アンケート調査 年2回（9月、1月）

(5) 教職員研修

夏季休業中を中心に、人権及び教育相談などの研修を行い、教職員の資質の向上を図る。

3 学校いじめ等対策組織

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題について話し合う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

また、重大事態が発生した際には、「いじめ対策会議」を設置する。

(1) いじめ防止対策委員会（年度始め、7月、12月、3月）

構成員：校長、教頭、事務長、教務、学部主事、生徒指導主事及び生徒指導係、相談員（セクハラ・悩みごと相談員）、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※必要に応じて、担任、情報教育担当等の出席を求める。

役割：生徒指導上、問題と思われる児童生徒について、現状や指導について日常的に情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(2) いじめ対策会議（臨時）

構成員：校内委員会のメンバー

P T A会長

施設関係（香取学園）

外部専門家

生徒代表

役割：「いじめ防止対策委員会」が行った調査をもとに、関係者、関係諸機関と連携を図りながら対応を検討し、必要な措置を講じる。

4 いじめに対する措置

○いじめに関わる相談を受けたり、いじめを認知したりした教職員は、すみやかに管理職に報告するとともに複数で事実の有無の確認を行う。

○いじめを受けた児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援を第一に進める。

(1) いじめを受けた児童生徒、保護者への対応

- ・児童生徒の安全を確保し、徹底して守り抜くことを伝える。
- ・いじめた児童生徒に対しては、学校として厳正に対処することを伝えるとともに、今後の対応について丁寧に説明する。
- ・児童生徒が話しやすい環境をつくり（担任、養護教諭、悩みごと相談員、生徒指導係、学部主事など）、児童生徒の思いを受け留め、安心して学習や活動に取り組むことができるよう学校全体で支援体制を整える。また、必要に応じてスクールカウンセラーを要請しながら、支援を行っていく。
- ・定期的に児童生徒と面談をし、現状を確認し、再発防止に努める。
- ・保護者に対して、学校での対応の状況や指導経過をその都度伝えるとともに、家庭での様子について、情報提供をお願いする。

(2) いじめた児童生徒、保護者への対応

- ・十分な聞き取りを行った上で、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめた対象の生徒と離し、別室で聴取を行う。
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・相手の児童生徒の状況を伝え、いじめの重大さの認識を求める。
- ・児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、繰り返さないための解決方法を共に考える。
- ・教職員や学習集団との好ましい人間関係づくりを進め、継続的な観察を複数の教師で行う。
- ・事実確認後、迅速に保護者に連絡をする。理解が得られた上で今後の対応について説明し、協力を求める。
- ・学校での対応の状況や指導経過をその都度伝えるとともに、家庭での様子について、情報提供をお願いする。場合によっては、専門機関との連携や協力を行うことも伝える。

(3) いじめが起きた集団への対応

- ・自分の問題として捉え、見ていただけても相手を傷つけ、苦しめていたことに気付けるようにする。
- ・いじめを止めることができないとしても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやし立てた児童生徒に対しては、いじめに加担した行為であることを認識させる。

5 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、千葉県教育委員会や所轄警察署等の関係機関と連携して、迅速かつ適切に対処する。

(重大事態の基準)

- (1) 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」 (児童生徒が自殺を企図した場合等)
- (2) 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」 (年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

(重大事態への対処)

- (1) 重大事態が発生したことを千葉県教育委員会 (学校安全保健課及び特別支援教育課) に速やかに報告する。必要に応じて、警察等関係機関に通報する。
学校安全保健課 (Tel043-223-4090)
特別支援教育課 (Tel043-223-4045)
- (2) いじめ防止対策委員会に当該事案に対処する調査組織を設置する。
- (3) 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。なお、関係者の個人情報に十分に配慮する。
- (5) 上記調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) いじめ対策会議を開き、調査後の方針を決定し、敏速に必要な措置を講じる。関係機関とも連携しながら対応していく。

6 いじめ防止の公表、点検、評価について

- (1) いじめ防止基本方針を公表する（学校だより、ホームページ）
- (2) 学校評価（教職員、保護者）の項目に加え、評価を行う
- (3) 開かれた学校づくり委員会で報告し、アドバイスを受ける

平成26年3月策定

平成26年12月改定

平成27年6月改定

平成28年5月改定

平成29年5月改定

平成30年5月改定